

## 藤沢市産科医師等分娩手当補助金交付要綱

制定	平成22年1月29日
改正	平成23年6月17日
改正	平成24年4月 1日
改正	平成27年3月31日
改正	令和5年3月31日
改正	令和7年4月 1日
最終改正	令和8年4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、産科医、産婦人科医、助産師（以下、「産科医等」という。）の処遇改善とその確保を図るために、産科医等に分娩取扱件数に応じた手当（以下、「分娩手当等」という。）を支給する市内の産科医療機関、助産所（以下、「分娩施設」という。）に対して、医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画（以下「神奈川県計画」という。）及び神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱（平成26年12月25日施行。以下、「県要綱」という。）に基づき補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、県要綱第2条及び別表1に規定する産科等医師確保対策推進事業のうち、産科医師等分娩手当補助事業とする。

2 この要綱における補助事業者は、産科医等に分娩手当等を支給する藤沢市内に所在する分娩施設（ただし、独立行政法人及び県立病院を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 雇用契約書、就業規則またはこれに類するもの（以下、「雇用契約書等」という。）に、分娩手当等の支給について明記してあること。

(2) 入院から退院までの一分娩当たりの一般的な費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等とし、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。以下同じ。）として徴収する額が60万円未満の分娩施設であること（当該年度の正常分娩の金額を適用する。ただし、年度途中で60万円以上となった場合は、60万円未満であった期間について補助の交付対象とする。）。

(3) 神奈川県周産期救急医療事業実施要綱(平成15年4月1日制定)に規定する周産期救急医療システム参加病院でないこと。

(補助の対象経費)

第3条 補助の交付対象経費は、補助事業者が当該分娩施設に勤務する産科医等に対して支給する分娩手当等とし、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、次により算定する。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額に補助対象となる年間分娩取扱件数を乗じて得た額と第2欄に定める対象経費の年間実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (2) 前号により選定された額と当該補助事業に係る総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (3) 前号により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てた額)を補助額とする。
- 2 前項の基準額は、県要綱第3条の規定によるものとし、神奈川県から新たに当該要綱が示された場合には、必要に応じてこの要綱を改正する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市産科医師等分娩手当補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(第2号様式)
- (2) 事業計画書
- (3) 事業実施に要する経費に関する計画書
- (4) 事業に係る所要額調書
- (5) 雇用契約書等の写し
- (6) 一般的な分娩費用の内訳が分かる資料

2 前項に規定する申請書及び書類の提出期日は、市長が別に定める。

(補助金交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ交付の可否を決定し、その結果を藤沢市産科医師等分娩手当補助金交付決定通知書(第3号様式。以下「交付決定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。ただし、補助金の額は交付の予定額とし、交付決定通知書にその旨を記載するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合において、補助事業を適切に行わせるため、必要な指示又は条件を付することができる。

(事業の計画変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の計画又は内容を変更しようとするときは、藤沢市産科医師等分娩手当補助事業計画変更承認申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画変更計画書
- (2) 変更収支予算書（第5号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、藤沢市産科医師等分娩手当補助事業計画変更承認通知書（第6号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第8条の規定による実績報告は、藤沢市産科医師等分娩手当補助事業完了届兼事業実績報告書（第7号様式。以下「事業実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、事業完了後速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書（第8号様式）
- (2) 事業実施に要した経費に関する事業実績書
- (3) 精算額算出内訳書

(補助金額の確定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による事業実績報告書の提出があったときは、内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、藤沢市産科医師等分娩手当補助金交付額確定通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。ただし、交付する補助金の額は、神奈川県より交付される神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（産科医師等分娩手当補助事業）の額を超えないものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(届出義務等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき

(2) その他申請内容に変更があったとき

- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第12条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、藤沢市産科医師等分娩手当補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により交付決定の全部又は一部を取消、もしくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 適性を欠く事業費の執行が認められるとき
- (2) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたと認められるとき
- (3) 交付決定の内容又はそれに付した条件に違反したとき
- (4) その他規則、県要綱及びこの要綱に違反したとき

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）に属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助事業により取得、又は効用の増加した財産の処分の制限期間が経過するまで保管しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合にあつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継するものがない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市産科医師等分娩手当補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年1月29日から施行する。ただし、適用は平成21年4月1日からとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月17日から施行し、平成23年4月1日から適

用する。

(検討)

- 2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果については必要な措置を講ずるものとする。

(平成23年度の申請書の提出について)

第6条の規程にかかわらず、平成23年度分の申請書等の提出については、市長が別に定める日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果については必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(検討)

- 2 市長は、令和11年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果については必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助額
<p>1 分娩あたり10,000円</p> <p>(注)</p> <p>1 多胎の場合は、多胎児数に応じて分娩件数を算出できる。ただし、支給される手当の件数の算出方法に応じるものとする。</p> <p>2 分娩件数には、死産(妊娠第22週以降)を含めることができる。</p>	<p>分娩を取扱う産科医等に対して処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）</p>	<p>3分の1</p>